



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ハウスイ
代表者名 代表取締役社長 高橋 昌明
(コード番号 1352 東証第一部)
問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一
(TEL 03-3543-3536)

内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 20 日開催の取締役会において内部統制システムの構築の基本方針に関し、下記のとおり一部改訂する旨を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の内容は下記のとおりです。

記

1. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の経営理念に基づき、リスクマネジメント規程、倫理憲章・環境憲章・品質管理基準を制定し、役職員全員に周知徹底する。
- (2) 事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するため、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、コンプライアンスに関する諸課題を審議するとともに、リスクマネジメント担当役員がその活動内容を取締役に報告する。
- (3) 職務の執行に関してコンプライアンス上疑義のある行為等について、当社グループの役職員が直接通報できる内部通報制度を設け、受付窓口を社内外に設置する。
また、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。
- (4) 反社会的勢力からの被害および不当要求を防止するため、役職員は所轄警察署と連携して反社会的勢力との関係を遮断するとともに、断固として不当な要求を拒絶する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報セキュリティ基本方針に基づき、営業秘密管理規程をはじめとする社内諸規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切な保存・管理を行う。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理を統括するリスクマネジメント担当役員を置き、リスク管理規程を制定するとともに、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) リスクマネジメント担当役員は、定期的にリスク管理活動を取締役に報告する。
- (3) 各事業部署の責任者は、担当業務に関する適切なリスクマネジメントを実行するとともに、コンプライアンス、環境、品質、災害等の重要性の高いリスクについては、それぞれの担当組織がリスク管理に係るガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行については社長がグループを統治し、各取締役が各事業部門の執行責任を負うとともに、取締役会を原則として毎月 1 回以上開催し、重要事項の決定と取締役の業務執行状況の

監督を行う。

(2) 取締役および部署長が出席する進捗会議を毎月開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。

(3) 取締役会において中期経営計画および各年度予算を決議し、各取締役は各部署が実施すべき具体的な施策および権限分配を含む効率的な業務執行体制を決定する。

5. 当社および子会社（以下「当社グループ」という）ならびに親会社からなる企業集団（以下「中央魚類グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

経営については当社グループ各社の自主性を尊重しつつ、中央魚類グループと連携してコンプライアンス体制の構築に努める。

(1) 子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に係る事項

当社は、関係会社管理規程を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知徹底を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。

(2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

①当社のリスク管理規程を基に子会社のリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。

②子会社の取締役等は、当社のリスクマネジメント規程に基づき適切なリスクマネジメントを実行するとともに、子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社管理規程に従い速やかに当社に報告するものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知徹底および推進のための啓蒙活動を支援する。

②当社の取締役等と子会社の取締役等は定期的な会合を行い、子会社の職務の執行が当社の経営方針に適合し、効率的に行われているかを確認する。

③当社の監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長および監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

6. 当社の監査役監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、総務部およびその他部署の使用人が監査役の職務を補助する。

(2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人が監査役の職務を補助する際には、取締役等の指示命令を受けないものとする。

(3) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、当社グループの社内規程に従って作成された稟議書および実施報告書を閲覧し、必要あるときは当社グループの取締役または使用人にその説明を求める。

②当社グループの取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生す

る恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは監査役に報告する。

- ③当社グループは、上記報告を行った者に対して、当該報告したことを理由とする不利益な扱いを行わない。

(4) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①当社グループの役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ②監査役は、代表取締役と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人と監査計画、監査結果について定期的に情報交換や意見交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した費用の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

以 上